

## 平成18年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成18年12月7日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第86号 川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第87号 川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 6 議案第89号 川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第90号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第91号 川根本町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第92号 川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第93号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第94号 平成18年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第95号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第96号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第97号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第98号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 議案第87号 川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について
- 追加日程第2 議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
収入役 職務代理者・ 出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開会 午前 9時00分

## 開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成18年第4回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

## 開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

## 議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、助役、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席いたしておりますので、御了承ください。

## 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月30日、町長から第4回定例会を招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり議案13件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり平成18年度8、9、10月分の例月出納検査報告書が議会に報告されましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

## 行政報告

議長（佐藤公敏君） 行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成18年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

今年の当町開催の三大全国イベントの最後を飾る「全国お茶まつり」が11月10日、11日と川根本町役場周辺・中川根中学校等で開催され、県下各地を初め全国から約2万1,000人余の参加者、来場者を得て、大盛況のうちに無事全日程を終了することができました。開催に御協力をいただいた地元の関係者を初め、県、JA、茶業団体、出品者など、関係者の皆様の御協力・御尽力に改めて感謝申し上げます。

多くの方々に、特に消費者の方々に、お茶の魅力、お茶の楽しみ方を知っていただく絶好の機会となったと思います。日本一に輝いた「川根茶」の産地に直接多くの方々に来ていただき、川根の景色や風土、茶づくりにかける「心意気」を体験・体感していただいたことは、今後のブランド力の向上や茶業振興の大きな推進力になったと信じています。奥大井接岨湖フェスティバル、全日本カヌージュニア選手権などカヌー競技での活躍とあわせ、これからの地域資源の活用や地域振興につなげていきたいと思っております。また、12月2日の第7回市町村対抗駅伝町村の部では、選手の方々の頑張りもあり、町村の部13位と好成績をおさめることができました。御支援いただいた町民の方々を初め、指導いただいた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

次に、役場庁内で検討、行政改革検討委員会での協議を経て、川根本町行政改革大綱、行財政改革実施計画並びに定員適正化計画を策定し、公表いたしました。

まちづくりの主役は町民であることを基本に、町民と行政や各種団体が適切に協力しながら、それぞれの役目役割を果たし、新しい町をつくっていく「町民と行政の協働によるまちづくり」を目指し、行政は情報の積極的な提供に努め、だれもがまちづくりに参加しやすい仕組みの構築を進めるとともに、効率的で効果的な行財政運営を進めていきます。基本方針として、効率の高い行政運営の推進、新しい行政運営システムへの取り組み、連携・協力による町民に開かれた行政、そして財政の健全化を挙げ、計画期間を実施計画とも18年度から22年度の5年間としています。今後は、行政改革推進本部の設置や行財政事務改善委員会にてさらに具体的な事務事業の見直し・具現化案の作成、作成された案の具体的な推進組織の検討を進めてまいります。

次に、懸案事項であった大井川鉄道の緊急保全整備事業に係る財政支援については、本町分については、さきの9月議会にて議会の皆様の御協力を得て補正予算で御承認をいただいたところですが、静岡県追加支援分についても経営改善への取り組みなど、提案事項へ対応することを条件に追加支援することが決まり、大鉄側もその条件を応諾しましたので、平成20年度までの緊急保全整備事業の期限内実施に向けて大きく前進しました。今後とも県・1市2町連携して安全対策・経営改善の推進を支援・協議してまいります。

次に、地域防災力の向上・強化に向け基盤整備、地区自治会・自主防災会との連携を行っ

ているところですが、今回、災害時要支援者リストの旧本川根町分のリストが、民生委員の方々の協力により取りまとめができましたので、それぞれの地区自主防災会に対し支援策について検討をお願いしたところであります。平成17年7月をお願いした旧中川根町分と合わせて、現時点で約480名の方々が災害時に支援を求めていますので、これを踏まえて防災対策を推進していきたいと考えております。また、災害発生時の情報伝達の補完のため、町内のアマチュア無線愛好者の協力を得て、「川根本町アマチュア無線非常通信協力会」を立ち上げることができました。既に12月3日の地域防災訓練にも参加していただき、各自主防災会と町本部との無線連絡の支援をしていただきました。今後は、町内全地区の連絡網の充実と、町外、県外との情報交換の実証も行っていきたいと考えております。

最後に、10月に立ち上がり参加した「静岡県光ファイバー整備市町連絡会」により、今後も県や事業者と連携を密にし、積極的に光ファイバー網の整備推進の検討を図っていきたいと考えております。

19年度以降、実質的に歳入歳出のバランスのとれた予算編成で持続的な町財政運営を目指していきたいと考えておりますので、19年度予算編成を見据えた御審議、御指摘のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回提案いたしますものは、条例・規約関係等8件、補正予算5件の計13件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、中田隆幸君、3番、小藪侃一郎君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの6日間にしたいと思ひます。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの6日間に決定しました。

日程第3 議案第86号 川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定するものであります。

内容は、町の機関等に係る申請、届け出等をインターネット等からできるための行政手続について共通事項を定める条例で、従来の申請、届け出等は窓口において書面等で行っていましたが、この条例で家庭等からインターネット等を利用し申請・届け出ができるための共通事項、いわゆる個々の条例を改正しなくても、本条例により通則的にできることを定めるものであります。

条例は9条から成り、第1条は目的を、第2条は用語の意義を、第3条は電子情報処理組織による申請等を、第4条は処分通知等を、第5条及び第6条は電磁的記録による縦覧、作成等を、第7条は手続等に係る情報システムの整備等を、第8条は使用に関する状況の公表を、第9条は委任を規定するものであります。ただし、この条例が制定され、直ちに行政機関に対してすべての手続を電子申請で行えるものではなく、当面は、公的個人認証などによる本人確認の必要な手続等は対象としないで、簡易なパスワードによる申請や届け出など、町民の皆さんが利用しやすい手続とし、利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的とした条例の制定であります。

なお、条例の施行日は、平成19年1月1日から施行いたします。

以上、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号は、第1常任委員会に付託したいと思います。  
御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第4 議案第87号 川根本町水と森の環境保全基金条例の制定 について

議長(佐藤公敏君) 日程第4、議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について説明いたします。

新町建設計画の基本方針の中に、「緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり」があります。清流と森林には、地球温暖化防止、生態系の保存、景観など、だれもが享受する公益的機能を有していることから、機能低下を予防し、さらなる自然環境保全に取り組む責務を有しております。

現在、千頭砂利株式会社が平成18年3月31日をもって解散し、清算作業が進められています。当町も株主として清算金の収入が見込まれています。千頭砂利株式会社の主要業務は大井川の砂利採取であり、大井川の水環境とは密接に関係しているところであります。

つきましては、千頭砂利株式会社からの清算金を原資として、水と森の環境保全に向け積極的に取り組むよう、川根本町水と森の環境保全基金条例を制定するものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号は、第1常任委員会に付託したいと思います。  
御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置に伴う規約制定について、提案理由の説明をいたします。

平成20年4月から、現行の老人医療制度にかわり、75歳以上の高齢者から保険料を徴収して、広域連合が運営する独立した保険制度が創設されることになり、これに伴い静岡県においても、全市町が加入する広域連合を平成18年度末までに設立することになっております。

今回、この静岡県広域高齢者医療広域連合規約（案）について御審議、御承認をいただきたいものです。

それでは、条文を追って説明いたします。

第1条は広域連合の名称を、第2条は広域連合を組織する地方公共団体について、第3条については広域連合の区域を、第4条（広域連合の処理する事務）については、広域連合で処理する事務と関係市町において行う事務処理を明確にしたものであります。

第5条は、広域連合が作成する広域計画の項目について、事務に関することや計画の期間及び改定に関することを定めたものです。

第6条は広域連合の事務所の位置について、第7条は広域連合の議会の組織について、第8条は議員の選挙の方法について、第9条については、「当該関係市町の長又は議員としての任期による」などと定められています。

また、第10条については議会の議長及び副議長の選挙や任期について、第11条は広域連合の執行機関の組織について、第12条はその執行機関の選任の方法、第13条はその任期についてをそれぞれ定めてあります。

第14条については、広域連合長及び副広域連合長・会計管理者以外に必要な職員を置くことと定めたものとなっております。

第15条は、4人の選挙管理委員で組織することや、任期は4年などと定められています。

次に、第16条では監査委員の設置について、第17条では、「関係市町の負担金」や「事業収入」並びに「国及び県の支出金」や「その他」の財源について定めており、第18条（雑則）では、この規約に関し必要な事項は規則で定めることとされております。

次に、附則であります、附則 1 については施行期日を、附則 2、3、4 については経過措置について規定されたものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいま町長から提案理由の説明があったんですけども、多分これ委員会に付託されるわけですけども、町長に総括的に、委員会に多分出られないと思いますので、お聞きしたいんですけども、町長は、この後期高齢者医療制度というのをもうもちろん制度の中身を御存じで提案されたと思うんですけども、いろいろ社会的にも高齢者に新たな保険料負担を求めるとか、受診抑制が行われるとか、差別医療が行われるとか、それから、この広域連合をつくることで自治体がよくなるというか、軽減されればいいんですけども、なかなかそうはならないとか、声を通らなくなる、あるいは町へも負担軽減になるかという、そうでもない、そういううわさというか、いろいろなことが新聞紙上でにぎわっていますけれども、町長はこの制度に対して、今、私が述べましたような点から考えて、どういうふうに思っているのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 総括的な質問と受けとめ、私も総括的な考えの中で述べさせていただきます。

今回の提案いたしました後期高齢者医療広域連合の設置の件でありますけれども、これは、大きな医療制度改革の中の一つと受けとめております。議員も御承知のとおり、生活習慣病の予防、あるいは病院の在院日数の短縮化の問題、あるいは今提案いたしました広域高齢者医療制度の創設という、この大きな3つの柱の中で今回の医療制度が行われているというふうに感じており、その根本的な原因としては、理由はさまざまありますけれども、医療費の増加という、そうした現象があって、それを抑え、この保険制度を継続的に維持していかなきゃ、あるいは持続的に維持していかなければならない。なおかつ、いわゆる国民の健康も、さまざまな社会経済情勢の中でその内容等も変化しておりますので、それを病気が起こってからというよりも予防措置、そうした大きな流れがあるということで、その中の一環というふうに位置づけております。

また、市町村の負担に関しては、当然、新しい創設としてさまざまな負担も想定されますけれども、私の考えとしては、こうした医療制度が県という大きなレベルの中で行っていく、後期高齢者のその今後の健康を管理し、あるいは病気の予防、あるいは病気の保険制度を維持していくということに関して、私は、もちろん町村として事務もふえると思いますけれども、こうした後期高齢者を県全体という幅広いそのエリアで見ているという大きな制度の

改正があったことは、私は評価していいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大きな県のエリアで行われるということをお歓迎するというふうに言われたんですけども、町民の健康を守るというのは、やっぱり目配せとか地域のその自治体の取り組みが一番大事だと思うんです。そういうことで、管理とか予防事務が幅広いエリアの中で行われるようになったのを町長は歓迎していますけれども、そういう自治体の声が、本当にわずかな議員と代表者ですか、そういう組織になっていって、通らなくなるんじゃないかという懸念があるんですけども、そのところに対する懸念は町長はお持ちでないでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 過日の全協でも、そうした小回りのききにくさというのが議論になったと思いますけれども、もちろん、そうした制度の大きくなることによって、そうした町村が抱えている特殊な事情というのがくみきれない場合も想定されると思いますけれども、それはやはり制度上の運用の中で、市町村として広域連合に意見を申し上げる、あるいは町でできるものに対応していくということで、私は、カバーしていかなければならないと思っております。

また、そのこれから健康管理が大事だということは、先ほどの大きな制度改革の中で、生活習慣病の予防、いわゆる40歳以上の方に対する健康検査、あるいは保健指導の義務化といったことを上手にというか、しっかり活用しながら、町民の健康管理、あるいはそうした指導というのを行っていきたいと考え、トータルに、やはりこの制度改正を受けて、町民全体の幅広い年齢層の健康管理をしていきたいなというふうに思っております。

また当然、市町として、この広域設立当初でありますので、課題等が出てくれば、それに関してはそうした広域連合の場で指摘し、幅広いいろんな立場のある市町でもこの制度がうまく運用するよう提言はしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最後ですけれども、自分の町が持っている小さい市町村が、本当に住民と密着して努力をしている、そのことによって上がっている成果など、そういう特性が通らなくなるんじゃないか、均等割なんかもありますし、本当に保険料は一律だしということで、大変問題があるわけですけれども、町長は今、広域連合の場でそういう意見を必要なことは上げていくし、カバーしていかなければならないと思っているというふうに言われましたけれども、そういう例えば広域の連合の議員とか代表になっていない人たちにそういう発言をする場が保障されているんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、事務組織等は、例えば町村会といった組織もありますし、例え

ば議員関係の方々もそれぞれいろんな組織を持っていると。もちろん、直接こうした広域連合の中に議員として入る首長さんもいらっしゃると思いますし、さまざまなチャンネルはあろうかと思っておりますし、当然、制度の、介護保険がそうであったように、さまざまなやはり意見というのは出てくるわけですが、そういったものを集約するということは、当然、保険者がというか、県側でもしていかなければならないと考えておりますので、それは当然、意見の言う場というのはあるだろうし、言っていかなければならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第6 議案第89号 川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第89号、川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第89号、川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案13ページ、14ページをごらんください。

今回の改正条例は、奥大井もりのくにの管理を指定管理者が利用料金制にて営業した場合、指定管理者の収益となるため、あらかじめ町長の承認を得て、現行の利用料金の額の1.5倍の額の範囲内で定めることができるように改正をするものです。

このことにより、光熱水費の変動に対応できる料金設定、指定管理者の裁量により各種サービス提供が可能となります。

また、周辺類似施設との競合にも対応できるように、利用料金の幅を持たせた施設運営が可能となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 14条の3項ですけれども、料金を指定管理者の収入として収受させるものとするというふうにあって、要するに入浴料というんですか、使用料というんですか、施設のすべての使用料とかそういうものが指定管理者に入って、指定管理者が使うことに対しては、どういうふうに使ったかということに関しては町は全く関知しないというか、チェックするすべはないんでしょうか。議会にもそれはないのかどうかお聞きします。

それから、働いている人たちが今、大新東に運営委託されていて、その前に第三セクターで運営していたときの人たちが、ほぼ同じように働いているということで、町でも運営委託金みたいなを出しているわけですけれども、指定管理者になった場合に、する目的を、指定管理者の努力によってそれが収益に反映することを挙げていたわけですけれども、そういう町からの委託金があれば、指定管理者の努力というのは反映されないというか、実らないと言うと変ですけれども、本当に努力がされるのかどうかということも非常に疑問がありますし、どういうふうに反映するのかよくわかりませんけれども、どういうことを期待しているのか、またその協定の際に、今度は町からの補助金になるんですかね、そういうものを出す考えがあるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

それから、3点目ですけれども、指定管理者がその経営の収益を上げよう、成果を上げようとする、お客をふやすことももちろんあり、そこで利益を上げていくということもありますけれども、従業員の待遇、要するにそういうものを切り下げていくということが、もう一番大きな、今の企業のやり方として社会問題になっているわけですけれども、町営バスでも問題になりましたし、しばしば取り上げられましたし、従業員の待遇が余りに切り詰められると、雇用の場としての意義がなくなっていくと思うんですけれども、それに対する歯止め、あるいは運営委員会、議会や住民の人たちが意見を指定管理者に言える、そういう組織を考えているのかどうかについてお伺いいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 答弁を企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） ただいまの11番議員の質疑についてお答えします。

1番目の第14条の3項ですか、町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとするということについてですけれども、この件については、平成18年2月28日の第1回の定例会において、このもりのくにの条例は全面改正させていただきました。そして今回、一部改正ということなんですけれども、今の14条の3ですけれども、これについては、いわゆる協定書を結びまして、その中で協議していくつもりでございます。

2番目の収益があった場合、町からの委託金は要らないではないかということなんですけれども、これについても、今回の14条の3ですけれども、使用料制度と利用料金制度がありまして、使用料制度のときには収益が望めないということになっておりますけれども、今回

は利用料金制度にしまして、入館料ですか、入場料というんですか、1.5倍まで認めるということで上程させてもらったわけなんですけれども、この中で、収益が上がればというか、それを見越した協定書、または協定書の中で検討していきたいと思っております。

3番目の従業員の待遇、企業論理として人件費削減が問題になるかということだと思えますけれども、現在働いている方は、以前、第三セクターのときに働いていた方がやっております、現在、大新東にやっていただいておりますけれども、そのときにも、できれば極力地元住民ということをお願いしてありますけれども、今後も指定管理者制度になった場合にもそのような方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再質問します。

地元の人たちが、もりのくにのところで、自分たちのつくったもの、手づくりのものとか地場産品を売ったり、おそばをつくって売ったりとか、そういう産直の活動を一生懸命やっているということも、いつもではないかもしれませんが、そういう場に非常に活用しているということも聞いているんですけれども、指定管理者が頑張ってお客がふえれば、例えば料金が安くなってお客がふえれば、指定管理者の収益はそんなに変わらないかもしれないけれども、地域への波及効果は大きくなるという、そういうことも期待ができるわけですね。そのところをどうやって、町はどれくらい指定管理者に責任を負わせて、期待してというか、求めているのかよくわからないんですけれども、運営委員会などを最初の質問で言ったんですけれども、そういうところで指定管理者と行政、町民の人たち、議会、そういうところが一緒になって、そういう波及効果も含めて活用を進めていくということを検討することは大事だと思うんですけれども、そのことについては全然考えていないというか、やれるかやれないか、可能性はどうなんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 前から町の施設と地元の地区、あるいは地元住民の方々との連携というのは大事だというふうに言っております。運営形態は、第三セクターから直営、そして指定管理者、いろいろ変わりますが、基本的には、そこへ多くのお客さんが来れば、運営母体も収益が上がるし、地域もいろんな意味で活性化になると考えておりますので、今後、行政が形をつくって、それをつくりましょうということは、するつもりは現時点ではありませんけれども、もう少し自発的な形で、そこに集う者、あるいはそこを利用してそれぞれの経済活動をやろう、あるいはまちづくりをやろうという者が連携をとることは当然大事だと思っておりますので、今後、そういったものがより自発的な形で各施設の周辺等にできることを期待しております。まず先例になるのは、私はもりのくにではなからうかと思っておりますので、そういったものができるよう、町としても受託会社、あるいは地域の方々と話をしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 運営委員会は置くのか置かないのか、その辺。町長。

町長（杉山嘉英君） 現在、そうした町営施設の運営委員会的なものは、それぞれ関連がありますので、町全体の視点で考えることが必要で、その中で、あるいは部会とか専門部会的なものでやろうという構想を持っておりますが、現時点でもりのくにということだけで運営委員会を持つかというのは決めておりません。方向としては、町内そうした各施設の連携を促すような、あるいは地域全体で考えるような組織があつて、その中に各施設の運営を考える部会的なものがという構想は持っております。現時点では、どのような形になるのか、ここで答弁できるほどの考えがまとまっておりますので、今後、そうした全町的な施設の運営も含めて考えていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 指定管理者に指定をするということになると、その施設の使用権利というのは指定管理者が持つことになるわけですね。そうすると、例えばそこで地域の人たちが何かやりたいというときには、指定管理者の許可がないとやれない、あるいは使用料を払わなければいけなくなるかもしれないと、そういう懸念も生まれてくるんですけれども、そういうことに対する歯どめというか、地域の地元の活性化のためにはというところをきちんととらえておく、押さえておくということは考えておられるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的なことについてはまた課長から答弁させますけれども、基本的には、そうした地域住民の活動と運営というのは、お互いにプラスに作用するというふうに私は考えております。また、一義的には指定管理者制度というのはその施設の効率的な運営を目指すものでありますので、仮の話として、そうした各種団体の活動がその営業を阻害するような方向に動いた場合には、当然、その施設の責任者として御意見を言うことはあろうかと思っておりますけれども、一般的に考えて、朝市とかそういった活動は、相乗効果として誘客の増加を見込めると私は考えておりますので、問題もなくそうした連携は進むだろうと思っておりますし、当然、町も、町の施設を貸すわけですので、さまざまな場でそうしたことを促すような、あるいは消極的であればそれを積極的に促すような対応はしていかなきゃならないと思っておりますけれども、基本的にはお互いの相乗効果があると私は考えております。

課長から具体的なことは答弁させます。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） まだ今の件については詰めてありませんけれども、地域振興とか地場産品を販売するということに、会場を何でも無料というのは余り私はよくないと思っておりますので、それ相応の負担をしていただいて、そのいわゆるもりのくにの営業に参画していただけるようなシステムづくりができればと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これから議案第89号、川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第89号、川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第90号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第7、議案第90号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第90号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

この条例の一部改正案は、教育委員会が所管する社会体育施設の使用料について、町外者利用の料金について取り扱いが異なることから、この統一を図るもので、具体的には、学校開放夜間照明施設の町外使用は不許可、その他の施設は、町内利用の4倍に統一するもので、来年度から適用するとするものです。

なお、この改正内容については、社会体育施設運営委員会において審議いただき、承認いただいておりますので、申し添えます。

以上、条例の一部改正案の提案理由であります。御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町外者の使用料金を町内者の4倍に統一するという改正だという説明があったんですけども、要するに改正されたところは値上げになってしまっている、あるいはゲートボール場などは町外者はもう使えなくしてしまう、現実には町外者の利用がほとんどないということですけども、何かこう見た感じ、印象が閉鎖的になってしまったな、町外者使用はだめだとか高くするよというのは、何か町の印象が非常に悪いというふうに私は考えるわけですけども、よその町でもこういうふうに町内者と町外者の利用料というのが大幅に違って設けられているんでしょうか、わざわざ変えなくても今までのとおりでいいんじゃないかと思うんですけども、そこをわざわざ変えた、統一しなければならないというふうに思った理由は何なのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

これまで町内の施設、町外者の利用ということで、施設によっては同等な金額、それから町営グラウンド等におきましては4倍の金額というようなことがございました。ほかの市町の例を見ましても、大体3倍から、大きなところでは8倍に規定されているということで、ある程度町外の方にも使っていただくような可能性のある施設については、今まで適用しております町営グラウンドの4倍、これを、サッカー場もそうなんですけれども、そういった基準が妥当ではないかということで決めさせてもらったものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 統一したという理由は、要するにばらばらだとみっともないというか、気分が悪いというか、そういうことなんですか。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 気分がいいとか悪いとかというわけではございませんけれども、ただ、倍率のそれぞれの根拠といたしますが、この施設は同等、この施設は3倍、4倍というようなすきがあるのは、果たしてそれがふさわしいかどうかということをおこの際に検討したものでございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ふさわしいものであるかどうかという検討をしたというんですけども、その根拠がよく見えてこないんです。こういう料金が定められたときは、それなりの理由があったと思うんですよ。それで、残してあるところは、町外者の利用も期待できるところを料金を制定したんだと思うんですけども、4倍の料金にしたんだと思うんですけども、そういうばらばらを統一すればすっきりするというのはあるかもしれませんが、この料金にしなければならないという根拠と考えた根拠というのは、全協で電気料金などを聞いたわけですけども、そういうものに対してどれくらいのを町が収受して利用料としようというふうに考えたのかというふうなお答えがないかなと思ったんですけども、

その点はどうなのでしょう。

議長（佐藤公敏君） 答弁をお願いします。教育長。

教育長（澤村迪男君） 今の鈴木議員の質問に答える形になりますかどうかわかりませんが、この前、少し試算した関係で、例えて言いますと、川根本町町営グラウンドの夜間の使用料8,000円と町外ありますよね。この金額というのは、決して実際の金額より高いものじゃないんです。より多くの方に使っていただきたいためにこの8,000円とつけてあると。物は考えようだと思うんですけども、町民の方にはその4分の1で開放しているというふうに考えていただくと、極めてわかりやすいんじゃないかと、そんなふうに思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町外者の部分の料金の改定、具体的には値上げということ、あるいは使用を禁止するという、そういうことで、その理由は、使用停止などは、もう一度も使ったことがない、町外者が利用したことがないということ、あるいは利用しているところは、料金を実際にかかるお金は全協では、例えば野球場なんかは電気料が1回に3万5,000円ぐらいかかるからという試算の結果を出されたわけですけども、それに比べたら8,000円という、現在もその金額で非常に安く振興を図るためにやっているんだと、その安さに合わせて町外者にも、それでも町民の4倍ぐらいはというふうな説明が全協であったわけですけども、きょうはそういう具体的な説明もなくて、その上げることに対して、何か町外者には、結局、その地域地域が町外者に来て一緒にやってほしいというか、そういうことも期待して多分こういう安い料金を設定していたんじゃないかと思うんですけども、そういう町外者がそこに来て何かやってくれば、その地域のお店屋さんもちょっとは入るだろうとか、物が売れるかもしれない、地域も元気になるかもしれない、そういうことの期待があって町外者の料金を非常に安くやっていたということで、私は、この開放的な、旧本川根町、旧中川根町は余りそうではなかったのかなと思うわけですけども、そうでもないですね、旧中川根町でもそういう努力がされていたわけですけども、今回、それを本当に何か一律に統一してしまうという根拠が、きちんとした料金設定の根拠がきちんとはっきりしていない中で乱暴に、町内者が安くしていて、その4倍はいただいてもいいというか、町外者も、かかる料金よりはうんと安くしているんだからそれでいいじゃないか、町内者にはその4分の1に安くしてやっているみたいな、そういう答弁の仕方というのは、私は非常に町民の人たちのスポーツ振興の精神の面から考えて、またこの条例が町民の健康とスポーツの振興ということをやっているから、そういう面から考えても、交流を閉ざしていくような、逆行

するようなものではないかという気がして、本当は賛成しようと思っていたんですけども、きょうの答弁で、なかなかその担当の人たちの決意というか、意欲といいますか、見られないということで、そういう中で値上げに簡単に賛成するということは、議員としてこれは本当に慎重でなければならないだろうと思って、あえて反対討論をいたしました。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） 7番、高畑でございます。

今、鈴木議員の方から反対討論がございましたけれども、この町外者に対しての体育施設の使用料が4倍に上がっているじゃないかと。私たちもそれぞれ、今、年をとりましたけれども、若い時分には町外の方へ出かけていろいろスポーツをしてまいりました。そのときには、それぞれの応分の町内者と違ったような使用料を払ってやってきております。

また、この中で、その料金が高くなったら使用が少なくなるんじゃないかと、そんな意見もございましたけれども、私たちスポーツをやる者といたしましては、ほとんどが町外と町内者の方の交流ということで、大体が6割から7割ぐらいは行っているんじゃないかと、そんなふうに思われます。それで、その使用料は全部が町外者が払うかということ、そうでもない、多分半々ぐらいで交流をやっているんじゃないかと、そんな感じですので、町外から来た人も、8,000円だったらその半分の4,000円、4,000円ぐらいで多分協力してやっているんじゃないかと、そんなふうにも思います。

それで、鈴木議員、この中で、まだまだ考えていない、反対討論になっていないようなことで討論しておりますけれども、私としましては、またスポーツ少年団等の使用に当たっては、使用料とか何かというのは軽減させていただくように考慮していただいて、私は、この案に対して賛成といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第90号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第90号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 91 号 川根本町立学校体育施設使用条例の一部を  
改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第 8、議案第 91 号、川根本町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第 91 号、川根本町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

この条例の一部改正案は、学校体育施設の開放について、使用時間や使用料の取り扱いに差異があることから、旧町間の施設の使用時間区分や料金をできるだけ統一し、公平な料金体系といたく提案するものです。

内容の主なものとして、現在、学校開放施設のうち旧本川根町の施設は有料、旧中川根町の施設は無料となっておりますので、昼間の使用時は、グラウンドは無料、屋内運動場及び格技場は有料に統一しようとするもので、周知期間を経て、来年度から適用しようとするものです。

なお、この改正内容については、社会体育施設運営委員会において御審議いただき、承認をいただいておりますので、申し添えます。

以上、条例の一部改正案の提案理由であります。御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 運動場、グラウンドの方は、昼間は無料に統一して、夜は有料に、それから学校の屋内運動場、格技場、体育館ですね、それは午前中、午後、夜間と、夜間が今まで 800 円だったんですけれども、午前、午後の半日も夜間と同じ料金にするということ、夜間が安くしているんだと言いたいんでしょうけれども、昼間も電気をつけるからとかいう説明も全協でされたわけですけれども、本当に今まで無料だった子供たちの施設、子供だけではないですね、あの地域の人たちが本当にたくさん利用しているわけですけれども、そういうものに網をかけて料金を取っていくようにしようというのは、先ほどの議案もそういうところがあったわけですけれども、さらに今度の議案はそういう姿勢が強く思えます。なぜこういう今まで無料だったものを有料にしなければならないのか。

それからもう一点は、時間の改定ですけれども、第 4 条第 1 項の表のところ、開放時間を土・日、祝日、休業日は、朝 8 時から 6 時までだったのを 5 時までに短くする、それから、夜間は 6 時から 9 時半までだったのを 6 時半に繰り上げて、やっぱり使える時間を短くする、両方とも使える時間を短くして、夕方と夜間の間を、今まではほとんど全くあきがないといえますか、それぞれ使う人たちが交代をするという形だったんですけれども、そこで混乱が起きていたのかどうか知りませんが、今回、1 時間半もあけるような、使えなくする

時間を設けるということを改定しようとしているわけですが、この理由と、2点、値上げの理由と時間の改正の理由とお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

今、鈴木議員、800円ということで、旧中川根の体育館の使用料でございますけれども、こういった指摘をされました。ただ、本川根町の施設でありますと、1,500円というような料金体系で来ております。こういった2つの施設、それぞれの施設、一つの町になったということで、できるだけその辺の公平感を持ちたいということでの金額の設定でございます。

それから、時間帯の区分でございますけれども、こちらに規定しています時間内で、ある程度準備から片づけまでやっていただくと、それから次の団体の利用に合わせていただくというようなところで規定をさせてもらっているところでございます。実際のところは、こういった余裕時間を持ってスムーズに移行できるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 時間の件ですけれども、ほかの団体のに合わせたというわけですが、実際、私が最初の質問でお聞きしたのは、こういう時間を1時間半あけなければいけないほど、この施設は今まではこういう時間で使えたわけですよ、それを使えなくするという、こういう時間では使えなくて、1時間早く終わらなければいけない、30分おそくからしか始められないというふうにわざわざしなければならぬ、ただ合わせたいからというだけだと、事務方の人たちは、最初に言いましたけれども、何でもぴったり合っていれば気分はすっきりするかもしれませんが、町民の人たちにとってはそういう問題ではないわけです。それをこういうふうに合わせるということで、何か全然あきがないことで余裕を持ちたいということなんですけれども、混乱が起きたり苦情が出たりしていたんでしょうか。

それから、料金についても、旧本川根では1日1,500円と言われましたけれども、1,000円から1,500円で、いずれにしても、もし1日借りるとなると、1,500円でも100円値上げになるわけです。わずかな金額でしょうが、1,000円だと600円の値上げになる、そういう状況になっているわけですね。旧本川根で、じゃ、半日でも1,000円取っていたのかどうか、そのところはわかりませんが、本当にこういう値上げを、ただばらばらを統一するというふうなお答えでは、非常に納得できないわけですが、このことで、それじゃ、町は何を期待しているんですかね。町民の人たちのこの施設の開放は、スポーツの振興とか町民の健康増進とか、そういうことに寄与するというふうなことで行われているんですけれども、こういう改正をすることで、その目的がより進むということが期待できなければ改正する理由はないと思うわけですよ。あるいは町の財政がこれで非常に助かるようになるんだということでしたら、その具体的な理由をお答えください。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 町内の具体的に屋内運動場でございますけれども、こちらの施設は、そんなに規模的に大きな差があるわけではございません。そんな中で、中川根南部小とか中央小につきましては、コートが1面しか使えないというようなところもあります。ある程度大きな施設は、2面使えるようなところもあります。そういった非常に施設ごとのバランスもありますので、ある程度同等の最低限の金額を設定させてもらって、それに合わせてもらうというような考えで設定したものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 中川根の学校の体育館が800円に昼間なるということは、これは町民の人たちにとってみれば非常に大きな問題だと思います。これがこれからまた広報されるわけですね、決まるとね。そうすると、何で体育館を今まで本当に地域の人たちが自由に、申請はしたでしょうけれども、大いに使うことができたのが、料金を払わなければいけなくなると、町は一体何を考えているんだという声が上がってくると思うんですけれども、料金を値上げするということに対して、無料を有料にするということに対しての、今まで聞いていると、きちんとした町の姿勢というか、こういうことを期待するから料金を有料にするんだよというふうなこと、例えば財政だとどれくらい入ると思っていらっしゃるのか、使用回数などを見ればすぐわかるわけですよ。こういう重大な、先ほどもそうですけれども、値上げの提案をするときに、もっときちんと示さなければ、先ほど高畑議員は、私の反対討論が全然反対討論になっていないというふうな賛成討論をされましたけれども、私は、こういうことを安易に認めてしまう議会の方がよほど問題ではないかと思うんです。きちんとしたものを示してください。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 屋内運動場、格技場に関しましては、ある程度電気料がかかるというようなことを基準に、使用料の設定をさせていただいております。昼間であっても、体育館の方については電灯を使ってやるのがほとんどだというようなことでございます。夜間使う場合は当然でございますけれども、そういったときに、料金、高圧業務用というような料金体系で、基本料、それから使用料の料金がかかっております。そういったものを勘案しますと、特別、金額的に大きな金額ではございません。ほかの町の施設と比べましても、決して高額というわけではございません。できれば安い金額で使ってもらうことは結構でございますけれども、ある程度利用者のそういう応分の負担をしていただかないといけないんじゃないかということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。

この学校体育施設使用条例の一部改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例の第1条には、この条例は、町民の体位、体力の向上と健康の保持増進を図り、あわせて社会体育の振興に寄与するため、学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放するものとし、その使用に関し必要な事項を定めるものとするとして定めてあります。これは非常に大事なことで、全協では、子供たちが使うときには、先ほど高畑議員は、何か社会教育施設の方で子供たち、スポ少のことなんかを述べられましたけれども、それは全協ではなかったんじゃないかなと思うんですけども、この学校体育施設については、子供たちに減免の措置も規則の方で考えているというような、全協で説明もありましたけれども、私は、この条例を見てみて、決して子供たちのためだけではなくて、もちろん子供たちのためにもつくられた施設であります。自由に使えて、大いに使ってもらって、子供たちが元気に地域でいろいろな人たちと交流して社会性を広げていく、スポーツを振興していくということは大事なことですし、また、地域の人たちがそういう経験をする、年齢の違う人たち、ふだん余りつき合いのない人たちも、あるいはいろいろなことで交流ができる。

例えば子供会でバスケットとかバレーの練習をしましょうというときなんか、結局、土・日しか練習できませんよね。そうすると、お母さんたち、あるいはお父さんたちが一緒に面倒を見てやろうというときに、今までは無料で使えたのが有料になってしまった。じゃ、一体それはどこから出すんだと、親の負担にするのか、わざわざ新しいそういう負担を設けなければならないほど町が逼迫しているというのであれば、これくらいかかるんだけれども、これくらいの収入を見込んで、それは絶対、町にとって欠かすことのできないものですよという説明があって当然だと思うんですけども、そういう確固たる説明もなしで、みんなほかの施設も有料だからここも有料にしてしまおうと、一律にすれば何でもそろって気分がいいと、合併のすり合わせではありませんけれども、本当に高い方に合わせてしまい、そういうふうな町の姿勢というのは、決して町民から認められるものではないと思います。

本当に条例の開放の目的から照らしても非常に逆行しているこの今回の条例改正、値上げ案なんですけれども、私は、こういうものをもっときちんと、全協である程度説明をしたからそれで終わりだと安心するのではなくて、議会が本番ですので、行政は、きちんと議会で責任ある回答ができるように議会に臨むべきだと思います。そういう点で、行政の姿勢、行政というか教育委員会の姿勢、その先には行政がつくった行政改革大綱の推進という中での教育委員会に努力しなさいという圧力もあったんだと思いますけれども、そういう中で、やはり行政も、本当に値上げをしていいもの、削減をしていいもの、そういうことを、町民のた

めになるか、町のためになるかということをきちんと慎重に検討してからやるべきで、こんなに拙速な改正というのは、私は、決して認められないということで反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 2番、中田です。

私は、この値上げといいますが、実質は旧本川根の方はこれは値下げになっております。それは、鈴木議員に言わせると、人数の多い方ばかりを数えたようなことを言いますが、今、新しい町になったということで、これは旧本川根の人口割にすると半分ですが、人口はお金としては下がっていると、こういうことを考えますと、やはり新しい町になったということで、この制度というのは私は適正ではないかと、こう思いまして、賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第91号、川根本町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第91号、川根本町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第92号 川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第92号、川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第92号、川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

現在、海洋センターの使用料について、プール料金のみ個人使用料金を規定し、体育館及び第2体育館は団体料金のみを設定となっております。

しかしながら、体育館等の個人的な利用もあることから、この体育館及び第2体育館の個

人の使用料金を規定し、来年度から適用とさせていただくこととするものです。

なお、この改正内容は、社会体育施設運営委員会において御審議いただき、承認を得ておりますので、申し添えます。

以上、条例の一部改正案について、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの町長の提案理由の説明で、プールは個人の料金が設定してあるけれども、体育館の方は設定がなく、にもかかわらず、個人の使用もあったことから個人の料金を定めるということで、それは当然必要なことだろうと思いますけれども、これまでその個人が使用していた場合に、有料だったのが無料だったのか、もちろん、どういう料金ももらっていたのか、説明をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

これまでプール料金は個人使用を規定しておりましたので、このプール料金の料金設定をそのまま適用させて運用されてきたということでございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号、川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第92号、川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第93号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案の20ページをごらんください。

非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部が平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたことに伴っての条例の一部改正であります。

改正の経緯としては、厚生労働省において、近年の医学技術の進展等を背景に専門家による検討がなされ、その結果、労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令が制定されたこと、及び労働者災害補償制度とその均衡を確保する機動的な対応を可能とするため、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が制定されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令においても同様な改正を行うことが相当であることとして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨は、非常勤消防団員等の災害補償等について、さきに申し上げましたが、労働者災害補償保険法及び国家公務員・地方公務員災害補償制度との均衡を考慮し、表現等の統一規定の整備と、障害等級及び障害の程度についてを規則で定めることとするなどの措置を講ずるための条例の一部改正であります。

条例の施行日は、平成18年4月1日から適用するものであり、遡及適用ですが、条例改正により不利益をこうむることはありません。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで委員会開催のため、しばらく休憩します。再開は委員会終了後とします。委員会は、10時30分から大会議室で開催します。

休憩 午前10時16分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（「議長」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 先ほどの鈴木議員の賛成討論の中で、少し訂正していただきたいのがあります。というのは、夜の部の6時30分から9時30分の値段と、旧町の本川根の場合、5時から11時が1,500円と800円で、それが安くなっているというのを言い忘れましたので、つけ加えさせていただきます。おわびを申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 訂正をお願いいたします。

#### 日程の追加

議長（佐藤公敏君） お諮りします。

お手元に配付した議事日程第1号の追加1のとおり、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について及び静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について及び静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第87号 川根本町水と森の環境保全基金条例の  
制定について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第1、議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、第4回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定について付託を受け、本日、午前10時30分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町水と森の環境保全基金条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。この新規制定条例は、新町建設計画の基本方針に「緑と清流、自然に癒されるふるさとづくり」があり、水と森には、地球温暖化防止、生態系の保存、景観などだれでも享受することのできる多くの機能があります。これからもこの機能低下を予防し、さらなる自然環境保全に取り組んでいかなければなりません。

この基金は、千頭砂利株式会社の解散に伴い、この会社業務が大井川の水環境と密接に関係していたことから、この解散に伴う清算金を原資として、水と森の環境保全に向け積極的に取り組むよう、今回、この条例を制定するものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、条例第1条の設置目的及び第6条基金の処分は、記述が抽象的である。運用に当たって具体的な考えがあれば伺う。

設置目的は、下流、さらに地域全体にもかかるものであるが、具体的には、大井川流域の水や自然を守っていくための研究会などの活動やイベントの実施などに生かしていきたいと答弁がありました。

条例第5条の基金の繰りかえ運用について伺う。

この条項により、財政運営上、歳計現金に不足が生じた場合に、この基金から一時借り入れして利用することができるようになる。

以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。反対の立場から討論を行います。

（「全員賛成だぞ」の声あり）

11番（鈴木多津枝君） 申しわけありません。訂正します。撤回します。

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第87号、川根本町水と森の環境保全基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 追加日程第2 議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置 について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第2、議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、第4回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77号の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について付託を受け、本日、午前10時50分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

静岡県後期高齢者医療広域連合の設置の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。

この規約制定は、平成20年4月から、現行の老人医療制度にかわり、75歳以上の高齢者から保険料を徴収して、広域連合が運営する独立した保険制度が創設されることになり、静岡県においても、全市町が加入する広域連合を平成18年度末までに設立することになっていて、今回、この規約について承認するものとなっています。

このような中で、委員から質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、市町村の事務が軽減されるかについては、市町村は、申請事務、届け出受け付けなど以前と変わりはないが、徴収事務が加わり、保険料設定は広域連合が行う。

都道府県内で一定程度以上医療費が低い地域については、不均一保険料になるかについては、本町は、50万円台と県下でも低い位置にあり、その措置に期待をしている。保険料は市町村で違っていたが、一律となる。保険料に対しては均一に7、5、2の割合に統一される。今後、細部については広域連合が設立された後、決められていく。

以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、賛成多数で原案可決いたしました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。先ほどは大変失礼をいたしました。

本会議の中を休憩して委員会を開いて審議をして、その討論を行うということは、委員長も大変だったと思いますけれども、私も、非常にまとめる時間がないというか、前もってまとめることができないものですから、委員会の審査の結果がどうなるのかということもありますので、非常に今、一生懸命まとめていましたら、大変間違いをしてしまいました。おわびをいたしますけれども、こういうやっぱり議会の運営は本来やるべきではないなと思いつながら、今、議会運営委員の一人として反省をしています。

まず、本題に入ります。

反対討論ですけれども、この今回提案されました静岡県全域の市町が入る広域高齢者医療広域連合規約が提案されたわけですけれども、連合を設立ということで、その規約について審査をしたわけですけれども、その規約そのものの中身がおかしいということは余りありません。ただ、こういう広域連合をつくることによって、42自治体が一つに集まって、そこにわずか20人の議会議員ですか、広域議員ですか、そういう20人しか選ばないということで、非常にこのことが、小さい自治体、弱い自治体の声が届くのか、また、取り組んできた努力が生かされていくのかということが非常に問題があると思います。

委員会でもそのことを指摘して答弁を求めましたけれども、課長の説明では、幹事会で全課長が集まって審議を重ねていくから、声は十分通るといふような心強い答弁をもらいましたが、やはり実際には結果としては、今回、これからの補正予算にも出てきますけれども、広域連合の設立準備会ですか、その負担経費などは、運営経費に比べたら、均等割、あるいは高齢者割3分の1ずつということで、非常に私たちの町のような小さいところは、

大きな浜松市のわずか10分の1にしかならないような大きな負担をしなければならないということが出てきているのを見ても、やはり小さいところの声というのはなかなか通らないんだなというふうに思いました。これからの運営が非常に心配されるし、今こそはっきり物を言う議会、行政になっていかなければいけないんじゃないかと最初に申し上げます。

さて、この後期高齢者医療制度ですけれども、これはことしの6月14日の国会で、国民に新たな負担を求め、保険証の使えない医療を大幅に切り縮める医療制度改革法案が可決成立して、その中の一つとして今回出されてきています。ことし、これまでも高齢者に対する税の面での負担増、いろいろな年金の特例措置とか軽減措置、あるいは非課税措置、高齢者には収入がない、本当に頑張って社会を支えてくださった人ということで特例措置があったんですけれども、安心して生活できるようにということで。でも、それもほとんど縮減、廃止されていく中で、医療費もことしの10月からは、70歳以上の人たちが現役所得並みなどと言われて、窓口負担が、最初1割だったのがもう7月以降から2割になり、今度、10月からは3割に引き上げられるという、1年間というか、半年の間でも3回も引き上げをされるということ、あるいは、今度、後期高齢者医療制度の中では診療報酬にも差をつけて、現役世代の診療報酬と別立てとするということも資料にも書いてありましたし、そういう中で、高齢者の医療費を抑えようということが前面に出ているこの制度だということをつくづく感じました。

こういう新しい制度のもとでは、高齢者の医療費がふえればふえるたびに保険料に転嫁されていく、保険料の値上げがされて、あるいは保険料の値上げをするか医療の内容を削っていくかしか選択肢が残されていないという、本当に老後を迎える人たち、あるいは今、この後期高齢者の一番影響が大きいのは、現に後期高齢者になられている人たちだと思うんですけれども、大きな負担をしていく、差別医療をしていくということで、私は、もうこの制度自体が、中止をすべきだし、きちんと見直しをして、本当に年をとっても安心して医療にかかれるようにしていくのが、日本の政治がやらなければならないことだと思います。その逆をいこうとしているこの制度に、到底賛成などできないということを最初に明らかにいたします。

それと、この広域連合の面でも、先ほども最初にも言いましたけれども、小さい自治体の声が届かないということでは、連合会のこれからの運営費においても、やはり均等割が減らされたとはいいいながらも、10%ですか、設けられているし、そういう意味では、小さい自治体、42ある中の一番小さい町にとって、どれくらい大きな負担割合になるかということを見ると、本当に事務が軽くなるわけでもない、町で徴収をしていかなければならない、いろいろな事務が軽減されるということは余りないんじゃないかということも全協で言われましたし、そういう中で、広域でやってはいけないということはない、広域でやればメリットが多分あるんでしょうけれども、今回の審査では、広域のメリットはほとんど見つからないという状況でした。

もっとも、こういう今度の医療改正という、改革というんですか、に対して、また、議員の皆さん、行政の方たちが、町長も、最初の総括質疑のときも聞きましたけれども、こういうことに対して何ら疑問を抱かない、あるいは、これはこれから継続していくための制度として必要なんだという、必要な改革なんだというふうな意識でおられるということも、私は非常に残念だと思います。次から次と高齢者をねらい撃ちした負担増と医療の点では、本当に医療の最大の原則である早期発見、早期治療を妨げて重症化させかねない、お年寄りの人たちに医療抑制、診療抑制を迫るものとして、私は、本当に時代に逆行している制度を持ち込んでいると思います。

この半世紀で患者の負担増、先ほどから負担増のことを言っていますけれども、負担増が行われたということは、国民の負担増が行われた裏には、国の責任が後退していつている、繰り返されているという、そのことが一番大きな問題があります。それから、医療に占める事業主負担も、国の負担と同じように軽減して、それは財界の要望で行われているということがあり、一番負担がふえているのは、家計の負担が一番ふえているわけです。厚生労働省の平成16年度国民医療費の中の財源構成でも、1980年度に国が30.4%、事業主負担が24%、地方が5.1%、家計の負担が40.2%だったのが、25年後の2004年には、国が30.4から26%に、事業主負担は24%から20.6%にと5%近く減少し、それに対して一方では、地方の負担は5.1%から8.8%に、家計の負担は40.2%から44.6%にふえているということが、厚生省自体が発表していることです。

こういうことを見ても、国の姿勢が本当に企業に向いていて、企業を活性化させて、それが国民に反映してくるならいいですけども、決してそうではなくて、国民の懐をどんどん冷たくして、何の反映にもならないという悪循環を繰り返している。そういう中で今回出された、お年寄りをねらい撃ちにした医療費の負担増、それから差別医療をもととした今回の広域連合、それを推進していくための広域連合の設立、そのための規約案の承認ということは、私は、今のこれまでの審査の中では、本当にわからないことがいっぱいありましたし、不明な点がたくさんありながら、それでもただ進めていくということだけをやるというのは、議会として非常に無責任なことではないかと思います。せめて意見書の提出など問題点をみんな話し合っ、て、国に改善を、見直しを求めていくぐらいの議員の議会の姿勢を示してほしいということを訴えまして、この制度は認められない、賛成できないということから反対の討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、久野孝史君。

8番（久野孝史君） 8番、久野です。私は、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、議案第88号に対して賛成の立場から討論いたします。

これは、医療改革の一つとして、現行の老人医療制度にかわり、平成20年4月から、その心身の特性や生活態度を踏まえ、75歳以上の加入者から保険料を徴収することによって、広域連合が運営する独立した保険制度を実施することになります。保険料決定、賦課決定、医

療費の支給等の事務を行う後期医療制度を運営する広域連合を、都道府県単位で全市町が加入し、設立するものであります。

では、なぜ現行の老人医療制度を廃止して創設するのかということ、現行は、市町村が国保、被用者保険から拠出金と公費を財源として老人医療対象者に医療給付を行っています。しかし、それぞれは国保や被用者保険に加入して保険料を払っていますが、今の仕組みでは、制度運営の責任主体が不明確であります。また、実施主体である市町村に医療費の適正化へのモチベーションが持ちにくく、また、高齢者の医療費について、だれがどれだけ負担しているかも不明確であるという問題があります。

そこで、高齢者一人一人を被保険者として保険料を徴収して医療給付を行う、独立の医療制度を行う必要があります。それによって財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の保険料の担い手である現役世代の負担の明確化、公平化を図ることにあります。

そして、なぜ広域かということになりますけれども、今後、高齢化の進展や退職者の国保への大量加入など、老人医療費では増大することが見込まれております。後期医療制度の運営に当たっては、さきに述べたように、財政の安定化を図る、また、リスクの分担と広域化をする必要があります。

一方、保険料徴収や各種申請の受け付け等の窓口業務については、住民に身近な住民情報を所有し、日ごろから住民に接している市町村が担うことが適当であると思えます。このため、保険料徴収等の業務は市町村が行うとした上で、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立し、運営主体とすることによって、財政運営の広域化、安定化を図ることになります。

この制度が実施されると、先ほどちょっと意見がありましたけれども、住民の意見はどのように反映されるかということになります。今回のように規約は、各市町の議会の議決が必要であります。また変更についても、議会の議決で変更する場合もできます。保険料などの賦課決定については、各構成市町の、また市町村会の代表を含む、その中から選出された広域連合の議会で条例制定となります。また、広域計画の策定や、それらも定められております。したがって、規約の議決、広域連合議会について、市町、ひいては住民の意見を反映することになりますので、これについては問題ないと思えます。また、業務の執行にして種々の請求、監査請求とかそういったものもできることになっております。

最後に、この件は、各市町の広域連合の設置及び処理する事務は、高齢者の医療の確保に関する法律の第48条の規定により、市町村は、政令で定める事務を除く後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとするとしてされております。これによって、全市町が加入することになっていることを述べて、議案第88号の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで討論を終わります。

これから議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第88号、静岡県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第94号 平成18年度川根本町一般会計補正予算

(第5号)

議長(佐藤公敏君) 日程第11、議案第94号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第94号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第5号)の概要について御説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,048万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,306万1,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たな事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費と「水と森の環境保全基金」の設置、地域ぐるみで耕作放棄地対策に取り組む農業者で組織する団体が行う条件整備事業に対する支援などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第1款第1項議会費は、53万8,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は、3,164万円の増額です。一般管理費では、収入役不在による特別職人件費の減額と職員人件費の補正です。基金管理費では、千頭砂利株式会社解散による株主への清算金を原資として、だれもが享受する清流と森林の公益的機能の低下

を予防し、さらなる自然環境保全に取り組むため、水と森の環境保全基金の造成をお願いするものです。

第2項企画費は、49万3,000円の増額です。前山区が実施する会館トイレ改修事業について、区から事業内容の拡大について要望がありましたので、その経費の50%相当額について、コミュニティ施設整備事業補助金の増額をお願いするものと、職員人件費の補正です。

第3項町税費は、98万5,000円の増額です。第4項戸籍住民基本台帳費は、9万9,000円の減額です。それぞれ職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、664万9,000円の増額です。社会福祉総務費と国民年金事務費は、職員人件費の補正です。老人福祉費は、前年度在宅福祉事業費の実績に基づき、国・県補助金を精算するため返還金を計上するものです。国民健康保険費は、職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金です。老人医療費では、平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始に向け、広域連合設立準備事務局負担金と広域連合加入による負担金の計上をお願いするものです。介護保険費は、制度改正に伴う電算システム改修事業費と職員人件費に係る介護保険事業特別会計繰出金です。

第2項児童福祉費は、306万4,000円の減額です。駿遠学園管理組合分担金について、構成市町の合併後の負担割合が決定したことによる減額と、職員人件費の補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、280万3,000円の減額です。職員人件費の補正と、簡易水道施設費では、工事請負費と職員人件費に係る簡易水道事業特別会計繰出金の増額です。

第2項清掃費は、31万7,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、454万円の増額です。これは、職員人件費の補正に加え、茶業推進対策費では、耕作放棄地に対して、多面的機能を持つ茶園の維持・確保対策事業費補助金を創設し、今回は、防霜ファンの更新整備に対する支援費用を計上するものです。農業農村整備事業費では、県営中山間地域総合整備事業に対し、南部地区の事業費増額と、中北部地区の事業実施に向けた調査を行うことにより、それぞれ負担金を増額するものです。

第2項林業費は、513万円の増額です。これは、特別間伐推進事業費の面積が増加したことに伴い、林業振興基金事業費補助金の増額をお願いするものと、職員人件費の補正です。

第7款第1項商工費は、814万円の増額です。職員人件費の補正に加え、温泉施設費は、職員人件費に係る温泉事業特別会計繰出金の減額と、もりのくに運営費では、施設の老朽箇所への対応として、修繕費の増額をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、944万9,000円の増額です。これは、新町の道路管理について、生活道路としての役割を果たしているなど、町道の認定基準に合致した農道・林道を町道に管理がえするための道路台帳更新業務委託料の計上と、職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は、1,512万7,000円の増額です。県道整備事業負担金の増額と、職員人件費を補正するものです。

第3項河川費は、486万5,000円の増額です。上長尾地区の今市場地域を急傾斜地崩壊対策危険区域に指定するための経費の計上と、職員人件費の補正です。

第4項住宅費は、7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、431万9,000円の減額です。第2項小学校費は、3万4,000円の減額です。第3項中学校費は、23万5,000円の増額です。それぞれ職員人件費の補正です。

第4項社会教育費は、213万2,000円の増額です。カモシカ食害対策事業委託料の増額と、職員人件費の補正です。

第5項保健体育費は、226万8,000円の増額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は、154万8,000円の増額です。カモシカ食害対策事業への文化財保護事業費補助金の増額です。

第14款県支出金、第2項県補助金は、1,275万8,000円の増額です。急傾斜地崩壊対策事業費補助金、文化財保存事業費補助金、町道道路台帳整備に伴う市町村合併特別交付金を計上するものです。

第15款財産収入、第2項財産売払収入は、3,875万円の増額です。これは、千頭砂利株式会社の解散に伴う株主への清算金の見込み額を計上するものです。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1,933万円の増額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を1,500万円増額し、補正後の繰り入れ額を3億1,500万円としたいものです。林業振興基金繰入金については、林業振興基金事業費補助金の増額に伴い433万円を増額し、補正後の繰り入れ額を1,433万円とするものです。

第20款第1項町債は、810万円の増額です。内容については、第3表地方債補正で説明させていただきます。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

平成19年度中学生海外英語研修事業で重要となるホームステイ先について、事業の趣旨にのっとり、適切な宿泊場所・研修先を迅速に確保するため、今年度中に業務委託契約を締結できるよう債務負担行為を追加するものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

合併特例事業債について、県が実施する合併支援道路整備事業への負担金に対する財源として810万円増額し、借入れ限度額を11億1,610万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

まず、15ページですけれども、先ほども委員会で審査した老人医療費のところの後期高齢者医療の広域連合負担金や、事務局設立準備金の事務局負担金が出ているわけですが、これは全協で、上の方が3分の1ずつ、均等割、人口割、高齢者割、それから下の運営費の方が、人口割40、高齢者割50、均等割10ということで、どちらもいずれにしても、小さい私たちの町には、大きい自治体の財政力に比べて非常に割高の負担になるということが明らかになったわけですが、先ほど賛成討論の中で、意見は十分に反映できるというふうにおっしゃられていましたけれども、この負担割合を決めるときに、私たちの町の実情、あるいはもっと小さい町に、今回はこれくらいの金額で済んだわけですが、19年度は職員が22名になり、20年度は30名になるということで、300万からまたさらに何百万かの町の負担に、この計算だとなっていくわけですが、そういうことに対して、ここだけの負担ではなくて、後期高齢者医療費制度による町の支出も多分、公費負担がふえていくわけですから、公費負担の中で町の負担というのは多分ふえるんじゃないかなと私は思うんですが、お年寄りの本人負担の部分と町の負担が一番ふえるんじゃないかというふうに思っているわけですが、それが当たらなければいいなと思うわけですが、どういうふうな話し合いというんですか、意見を主張したのかどうか、お聞きをいたします。

それと、次のページの16ページですけれども、駿遠学園の組合負担金が出ているわけですが、これも全協で、障害者自立支援法による本人負担がふえることによる減額かと問いただしましたら、まだそこはっていないという、そういう影響は入っていないという答弁だったわけですが、障害者自立支援法についても、もう新聞やテレビでも本当に繰り返し障害が重いほど大変だと。応益ということで1割の応益負担が入ったということで、サービスを利用すればするほど、必要とすればする人ほど負担が重くなる大変な制度だということで問題が出ているわけですが、こういうことに対して担当レベルで、これから障害者自身の負担増、あるいは施設に対する国の補助金もカットされていくということも言われていますし、そういうことについて対策、対応を話し合われたのか、もし話し合われたとしたら、どういうことを話し合っただけなのか、その点についてお聞きいたします。

それから、19ページですけれども、茶業推進対策費のところの多面的機能を持つ茶園の維持・確保対策事業費補助金ということで、今回、防霜ファンを三津間地区に取りかえるということ300万円の補助金が出ているわけですが、地元の人たちの負担額もかなり大きいわけですが、こういう状況、必要性というのは、もう当町は前から言われていて、つけるときは補助があったけれども、取りかえには補助金がないよということで、本来だったらお茶で生産してもうけて、それを積み立てて次の改修、取りかえなどに充てなければいけないんでしょうけれども、皆さんも御存じのように、一番茶でさえももう、ちょっと日にちがたつと2,000円切るような荒茶で、切ってしまうような、そういう価格でしか買ってもらえないというか、本当に生産者にとって厳しい状況がずっと続いているわけで、なかなか生活がいつまでか、ためておくなどということができなかったというのもわかるわけで

すけれども、これからほかのところに対してもこういう要望が多分出てくると思うんです。

それは要望が出てくれば、当然公平に対応していかなければいけないということで、これは全協で確認したわけですがすけれども、こういう補助に対して、皆さんが後ろ楯と頼もしく仰いでいらっしゃる国会議員の方たちにどのように、支援を今後して、国がつくっていくような、そういう要請をしていらっしゃるのかどうか、国会議員の秘書の方たちがいろいろな式典でもごあいさつをされていますので、町長がそういうことについて要望されたのかどうか、国のもう一度取りかえるということに対する補助制度も創設してほしいというような要望をされたかどうか、お聞きいたします。

それから、23ページですけれども、もりのくに運営費の修繕料150万円、需用費で出ている、ボイラーの老朽化など、あとはちょっと細々としたその修繕があるかもしれないということで、一応取っておくというふうな説明があったんですけれども、細々した修繕が予想されるので確保しておきたいという説明だったわけですがすけれども、ボイラーの老朽化ということですがすけれども、それに幾らを見ているのかわかりませんがすけれども、ボイラーは多分、もりのいずみ温泉のボイラーは、過去に少なくとも1回はかえたのではないかなと思うんですがすけれども、伝え聞いた話ですので確証がありませんので、その確認と、それから、こういう施設、これから指定管理者の運営になる可能性が多いわけですがすけれども、本当に大事に使っていただきたいし、その修繕などについても、どういうふうになっていくのかちょっとわかりませんがすけれども、町には、小規模修繕は多分、指定管理者の責任でやっていくんじゃないかなと思うんですがすけれども、大規模修繕なんかについては、改善の計画を持っているのかどうか、それから、指定管理者に対するその修繕費についての考え方などもお聞きいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、ただいまの最初の質疑に対しまして、町民課の方から説明をさせていただきます。

ただいまの内容でございますが、負担金割合などを決定するにはどのような形で主張してきたのかということだと思っておりますがすけれども、それにつきましては、過去、先ほど議員さんも申し上げましたとおり、幹事会というのがございまして、幹事会を過去に3回ほどやりました。9月19日と10月10日、それから11月22日ということでそれぞれ幹事会を開催しまして、準備委員会の前の幹事会という形で、委員会に持っていく議案について検討をしております。

内容等につきましては、細かくなりますので報告はいたしませんけれども、いろんな各置かれている市町村の状況等を考えながら、これの数字が、例えば準備委員会の負担金につきましては、人口割、高齢者割、均等割が妥当じゃないかと、それぞれのやっぱり広域連合会を設立するには、初めの準備につきましては平等的なものがないかという意見に最終的になりました。それから、補正予算にも計上しました広域連合会の負担金につきまし

ても、人口割、高齢者割、均等割ということで、これも各検討の例を踏まえた上で、最終的にこのようになったわけでございます。

非常に説明が簡単でございますが、以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） たくさん質問がありますので、関係する部分だけ私の方から補足させていただきます。

今の後期高齢者の話ですけれども、先ほども言いましたように、町村会の席上でこうした議題も過去何回か出ております。また、準備委員会の代表選出についても、そうしたことも議題になって、その中でさまざまな議論の中で、今回、県下一律にやるということで、加盟する、現在は市町の規模が相当差があるということで、特に均等割等、そういったものに対して過大な、小さな町村に対して負担がないようにということは、町村会の席上、いわゆる町長の意見として準備会で言うようにということで要望が出ております。

また、当然、共通経費に関しては、これは町村の規模に関係なく、ある程度の均等割というのはいたし方ないけれども、全体として、今言ったように、小規模な市町村に過大な負担にならないようにということは、各町の町長から出ております。また、全体の運営に対しても、非常に厳しい財政状況の中で、運営に関してはしっかりむだのないようにしていきたいというようなことも、当然、議論としても出ております。

そういったものを持って、代表たる方がその準備会等で発言をしていただいております。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） 鈴木議員の御質問の民生費、児童福祉費の児童福祉総務費におけます駿遠学園管理組合分担金の減額補正についてお答えいたします。

この予算137万6,000円の減額につきましては、御質問の中の内容のとおり、17年度におきまして合併が行われました、4市9町が5市5町になったことに伴う均等割等の配分というんですか、割り当てに伴う予算措置でございます。

なお、御質問の中に、障害者自立支援法の影響について担当等話し合いがなされているかという御質問ですが、この駿遠学園につきましては、4月から毎月1回、構成市町の課長会議を行っておりまして、その中におきましての自立支援法の影響、またこの18、19の分担金等の内容等を検討させていただいております。

この駿遠学園の障害者自立支援法に伴います影響におきましては、当該、この児童福祉施設でありますけれども、入所者のうち、今回、自立支援法に基づきます措置から契約に移行しました方というんですか、お子さんは15名でありまして、これにつきまして、組合において17年度の繰り越し額、繰越金ですね、こちらの方から激変緩和対応措置を行うというようなことで、過日、10月31日、運営委員会、それから11月15日の組合議会等で決定がなされております。これにつきましては、障害者自立支援法に伴いましての一般の一部負担金ですか、保護者の負担する部分についての約2分の1の額の負担を激変緩和として対処するというも

のでございます。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 11番、鈴木議員にお答えします。

防霜ファンの更新について、上部に対しての要望活動をしているのかということですが、産業課サイドとして、県に対してこの防霜ファンの更新に対しての補助は何とかできないのかということをお願いをしてきたわけなんですけれども、やはり更新に対する再補助に対しては、ちょっと難しいということを言われてきました。ただ、この問題につきましては、本町のみではなく、茶産地の重大な問題であるということで、引き続いて県に対しての要望活動はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私の分について、現在、今のことについて補足説明させていただきます。

当然、議員御指摘のとおり、さまざまなチャンネルでこの問題について情報発信、あるいは課題を報告してまいりました。もちろん国会議員、あるいは全国のそうした農業関係の会議、あるいはお茶関係の首長が集まるお茶サミット等において、さまざまな基盤整備の中の一つの課題として、防霜ファンという課題があることは申し述べてまいりました。もちろん国会議員、あるいは県会議員のそうした方々にも、さまざまな課題がある中で、防霜ファンの更新というのが、そういった時期を迎えているということを伝えてあります。

もちろん、今、課長からあったように、補助の再補助というのは大変難しい問題で、通常は、再編並びに規模拡大等の場合のみ再補助というのが適用され、そういった補助体系になっております。この場合、今回の場合には、そうした単純な防霜ファンのつけかえというのは、国、あるいは県も想定を現在のところはしておりません。もちろん町においても、単純につけかえるというのは、この厳しい状況の中でなかなか無理ということで、言ったように、耕作放棄地の対策に取り組むというような条件をつけて、こうした整備事業を創設した経緯がございます。

やはり農業者におかれても、単純に補助金で整備されたものをまた耐用年数が来れば補助金でやらしてもらおうという、そういった考え方もやはりこれからは改めていかないと、本当の農業振興というのはできないんじゃないかと、そんなふうに思っております。やはり新たな設備を導入すれば、それに対する経費をどう個人、あるいは地域で考えていくのか、そういったことを常に日ごろから考えながら対応していきたい。もちろん、やる気のあるところ、あるいはそうした事業性のある地域に関しては、今後ともこうしたさまざまな取り組みも兼ねながら支援はしますけれども、農家の方についても自立という、そういったものをもに促していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 7款1項8目11節の修繕費150万の件ですけれども、もりのくには、平成3年6月にオープンし、平成10年10月より第三セクターが営業し、平成18年に入り直営となっているわけですが、全協のときに、ボイラーの老朽化等の修繕がメインであり、その他、突発的な修理に対応するための補正との説明であったと思います。施設も平成3年のオープンでありまして、予期できない故障、修繕に対応したく計上をしましたが、先ほど議員の言われた、大規模修繕の計画の件については、今後、協定書、仕様書等を策定するに当たり考慮していきたいと思っております。

以上です。

（「確認」の声あり）

企画観光課長（羽根田泰一君） 今、ちょっと資料を持っていないものですから、その件については明確にお答えできません。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず、最初からお聞きします。

後期高齢者の広域連合の負担金の件ですけれども、小さな市町に過大な負担にならないよというということで、ほかの自治体からも、首長さんからも出ているし、そういう声は上げているということですが、それでも結果としては、こういう、先ほど委員会審査したときに出されたように、設立準備会の方は、均等割3分の1、高齢者割3分の1、もう一つ何だったかな……、3分の1ずつの負担ということで、そのことによって、例えば浜松市と比べれば、人口では浜松市が78万あって、うちの町がその100分の1ちょっと多いぐらいなんだけれども、負担は10分の1になってしまうと、そういう状態ですね。

それで、その下の広域連合の負担金の方ですけれども、それも高齢者率が50%ということでは、高齢者割が50%ということでは、均等割は10%に下がりましたけれども、だから少し楽になったわけですが、それでも本当に小さい自治体に重い負担になっているということで、小さいからしょうがないんだよと、それくらいのことはしょうがないんだよというふうに、頑張ったんだよということもあるのかもしれません。頑張ってもこれくらいなんだと、これが広域の、結局、泣きどころなのかなと思うんですけれども、こういう広域連合にやるということで、先ほど条例を賛成多数で可決したわけなんですけれども、町にとって広域連合でやるということが、財政的な、これから老人医療費拠出金がなくなるというか、そこに拠出金に出していた町の負担金もなくなる、町として単独に公費として出さなければいけない、あるいは国保として支援金を、どれくらいのパーセントになるかわからないけれども、出さなければならない。そういうことがあって、担当課としては、ちょっと負担が重くなるのか、楽になるのかということ想定してもわからないというのか、それとも、あるいはこういうふうな見通しをしていますとおっしゃるのか、そのところを数字でなくていいですから、見通しをしているのかしていないのか、そこら辺をお聞きいたします。

それから、次の駿遠学園の障害者自立支援法の協議はかなり行われているということで、先ほど課長から、保護者への激変緩和の補助ですか、支援が2分の1、組合がやるというふうに聞いたんですけれども、結局、組合というか、町で直接ではなくて、町のそれぞれの負担の中で組合が激変緩和を2分の1やるということなんですかね、そうですね。例えば障害者自立支援法でも、入ってられない、退所しなければ負担が重くなって、退所も仕方ないというお子さんがいらっしゃるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きいたします。わかっていたら教えてください。

防霜ファンの補助については、新規か再編、規模拡大のときしか補助がつかないと、1つの施設への再補助は難しいということだったんですけれども、本当に昔から要望は一生懸命やってきているというのは知っています。でも、そういう理由でつかないということですが、例えば補助期間があっても、私はよく農業のことはわからないんですけれども、今度の原山みたいに、補助金、まだ縛りがあって、その部分を返還しながら新しい補助を、新設の補助をもらうということが行われているのではないかと思うんですけれども、それはこういう施設には当てはまらないのでしょうか。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 最初の御質疑に対しまして回答させていただきます。

先ほどの今後の見通しはどうか、担当課の方ではどういうふうに考えているのかという御意見だったと思いますけれども、これもやはり第1委員会の委員長さんの説明の中にもありましたように、広域連合の不均一保険料の特例というのがございまして、その中に該当してくるかどうかが一番基本になるかと思っておりますけれども、うちの町につきましては、試算してみないとこれはわからない状態であるという説明をさせていただいたんですけれども、極力それに該当するような主張になればということで期待をしております。今のところはそれに期待するしかないなと思っております。今のところ、それしか回答できません。すみませんが、お願いします。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） 駿遠学園に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの説明をさせていただきました中で、2分の1の組合による激変緩和措置というものは、17年度の繰り越し額があるわけですが、その繰り越し額の運用に当たって、18年度において、組合の会計におきまして、旧措置から新自立支援法に基づく契約の児童等、これに、旧措置については、児童相談所等が額を決定するものですから、その額はこちらでは定かではないんですけれども、自立支援法に基づく保護者の負担額、これとの差額が出るわけですが、これに対して、構成する組合の中で2分の1の激変緩和措置をとるというものであります。

なお、退所関係でありますけれども、現在、駿遠学園に52名の方が移行前におられたわけですけれども、その中において、職能訓練の方について、御事情によりお1人退所されたということは聞いておりますけれども、当町関係等については退所等はございません。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 再編ということであれば可能ではないかという質問だと思うんですけども、確かに茶工場、原山の共同製茶工場につきましては、再編をいたしまして、補助金をいただいて新規扱いでやりまして、当然ながら、償却年数によりまして補助金の返還等を行って、再編等はやるようになります。

ただ、防霜ファンにつきましては、設置箇所が、大体地区ごとに設置をしております、距離が相当離れていると。ということで、防霜ファンにつきましては、1団地というんですか、そういうふうな計画で今までもやってまいりました。

これにつきましては、これからというんですか、県の方にも、そういう形でもできるかできないかというのは、一度協議をしたいと思っておりますけれども、自分としては、ちょっと厳しいんではないかと思えます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第94号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第95号 平成18年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤公敏君） 日程第12、議案第95号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第95号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,475万7,000円としたいものです。これは、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書、国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、144万円の増額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は、144万円の増額です。職員人件費の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第95号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第96号 平成18年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第3号)

議長(佐藤公敏君) 日程第13、議案第96号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第96号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,460万6,000円としたいものです。これは、第1号被保険者の保険料徴収方法について、年金から特別徴収に変更できる回数を現行の年1回から年6回へ複数化することにより、被保険者の利便性の向上を図る制度改正に対応するための経費の計上と、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、43万7,000円の増額で、これは、制度改正に伴う電算システム改修業務委託料の計上と、職員人件費の補正です。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業は、181万7,000円の減額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は、42万円の増額です。制度改正に伴う電算システム改修事業費に対する50%相当額の補助金です。

第8款繰入金、第2項一般会計繰入金は、180万円の減額です。制度改正に伴う電算システム改修事業費に対する50%相当額を事務費繰入金として、一般管理費の職員人件費については、職員給与費繰入金として、介護予防ケアマネジメント事業費の職員人件費については、地域支援事業費繰入金として一般会計から繰入金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第96号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第97号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第3号）

議長（佐藤公敏君） 日程第14、議案第97号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第97号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億539万9,000円としたいものです。これは、道路改良工事に伴う配水管の布設替工事費の計上と、人事異動等に伴う職員人件費の補正が主な内容です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、30万円の減額です。中川根区域一般管理費は、18万円の増額です。本川根区域一般管理費は、48万円の減額です。それぞれ職員人件費の補正です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、301万6,000円の増額です。中川根区域水道維持管理費については、町道野志本下村線杉沢橋拡張改良工事に伴う橋梁添架配水管の布設替工事の経費の計上と、水道施設を良好に管理運営できるよう、維持修繕に対し迅速に対応するための経費の増額をお願いするものです。本川根区域水道維持管理費は、基金繰入金の減額による財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、6万円の増額です。町の繰入基準に基づき、職員人件費の50%相当額と工事請負費の10%相当額について補正をお願いするものです。

第2項基金繰入金は、76万円の増額です。今回の補正財源の調整として、中川根区域分については、基金繰入金を100万円増額し、本川根区域分については24万円減額するものです。

第7款第1項繰越金は、189万6,000円の増額です。中川根区域分の前年度繰越金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 8ページの中川根区域の水道維持管理費なんですけれども、修繕料と工事請負費が出ていて、工事請負の方は、町道野志本杉沢線ですか、そのところの水道管の布設替の工事ということと、それからもう一つ、施設の修繕にということなんですけれども、修繕料として91万6,000円、補正予算増額が出ているんですけれども、当初予算で400万とってあったんですけれども、100万近い補正増額をしなければならないほど予想外の修繕がふえてきているんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山田俊男君） お答えします。

修繕費につきましては、緊急的な修繕が上半期に多発いたしまして、その対応をしております。

今後、当初予算で計画しているものについては、上長尾、地名のろ過池、あるいはろ過機の塗装等がございまして、今後、それを進めていくというものであります。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第97号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第98号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算(第1号)

議長(佐藤公敏君) 日程第15、議案第98号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第98号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,680万円としたいものです。これは、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、30万円の増額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、30万円の減額です。職員人件費の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第98号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

散 会

議長(佐藤公敏君) お諮りします。

常任委員会開催等の都合によって、12月11日までの5日間、休会にしたいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、12月11日までの5日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時18分